⑹　工期　平成32年10月30日まで
⑺　使用する主要な資機材
　直流電源装置一式（約500Ah）
⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。
⑾　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。
　なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
　おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている共同企業体又は次の⑴、⑵及び⑷の条件を満たしている単体有資格者であること。
⑴　共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
イ　本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の平成29・30年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
ウ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
オ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
カ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑴イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
キ　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
⑵　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者
ア　法務省の平成29・30年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。
イ　平成14年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げる㋐又は㋑の基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　なお、施工実績は、原則として建物１棟で判断する（ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物１棟の増築部分で判断する。また、建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合において、このうち１工区以上の新営については、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。
　また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
　他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
㋐　同種工事
ａ　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
ｂ　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。
ｃ　建物規模　延べ面積　10,000㎡以上
ｄ　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）
㋑　類似工事
ａ　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
ｂ　構造　上記㋐ｂに同じ
ｃ　建物規模　上記㋐ｃに同じ
ｄ　工事種目　上記㋐ｄに同じ
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員
ア　法務省の平成29・30年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,000点以上の者１者及び950点以上の者１者の組合せであること。
イ　平成14年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げる㋐又は㋑の基準をすべて満たす同種又は類似工事のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　なお、施工実績は、原則として建物１棟で判断する（ただし、既存建物と一体となった増築については、既存建物１棟の増築部分で判断する。また、建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合において、このうち１工区以上の新営については、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分で判断する。）ので留意すること。
　また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
　他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
㋐　同種工事
ａ　建物用途　上記２⑵イ㋐ａに同じ
ｂ　構造　上記２⑵イ㋐ｂに同じ
ｃ　建物規模　延べ面積　4,000㎡以上
ｄ　工事種目　上記２⑵イ㋐ｄに同じ
㋑　類似工事
ａ　建物用途　上記２⑵イ㋑ａに同じ
ｂ　構造　上記２⑵イ㋑ｂに同じ
ｃ　建物規模　上記㋐ｃに同じ
ｄ　工事種目　上記２⑵イ㋑ｄに同じ